

本庄市公共下水道全体計画（雨水）

計画説明書

令和6年度

埼玉県本庄市

第1章 はじめに

1-1 本庄市公共下水道事業の経緯

本市は、平成18年1月10日に旧本庄市、旧児玉町の2市町が合併して新設された。

旧本庄市における本庄市公共下水道事業は、昭和50年度に単独公共下水道事業として事業着手後、市中心部の整備を核とし、その後整備区域を順次拡大し整備を進めてきた。また、雨水整備については、同時期に都市下水路事業により整備を進めてきた。その後、平成16年度に利根川右岸流域下水道事業（児玉郡市1市4町 本庄市、児玉町、美里町、神川町、上里町※現在、児玉町は本庄市と合併し、1市3町）の創設に伴い、本庄公共下水道事業における終末処理場及び既設汚水幹線の一部を流域下水道施設に移管し、「利根川右岸流域関連本庄公共下水道事業」として事業を実施してきた。

一方、旧児玉町は平成16年度に「利根川右岸流域関連児玉公共下水道事業」として事業着手し、主に汚水管渠整備を進めてきた。

1-2 本全体計画（雨水）の目的

本庄市公共下水道は、本庄早稲田地区等の開発に伴い全体計画を見直してきた。平成27年度には、上位計画である利根川流域別下水道整備総合計画、利根川右岸流域下水道全体計画及び生活排水処理施設整備構想の見直しとの整合を図り、雨水全体計画区域も大幅に縮小する見直しを行った。その際、それまで統一が図られていなかった旧本庄市地域、旧児玉町地域の降雨強度式等の雨水計画上の諸条件の統一を図るとともに、縮小後の全体計画面積及び最新の用途地域面積との整合を図り、各排水区の面積、流出係数についても再検討している。加えて、以下についても考慮した全体計画（雨水）の見直しを行っている。

- ・河川許容放流量との関係
- ・既設及び計画の調整池・遊水池の位置づけ
- ・流量計算（等流計算）における能力不足管の扱い

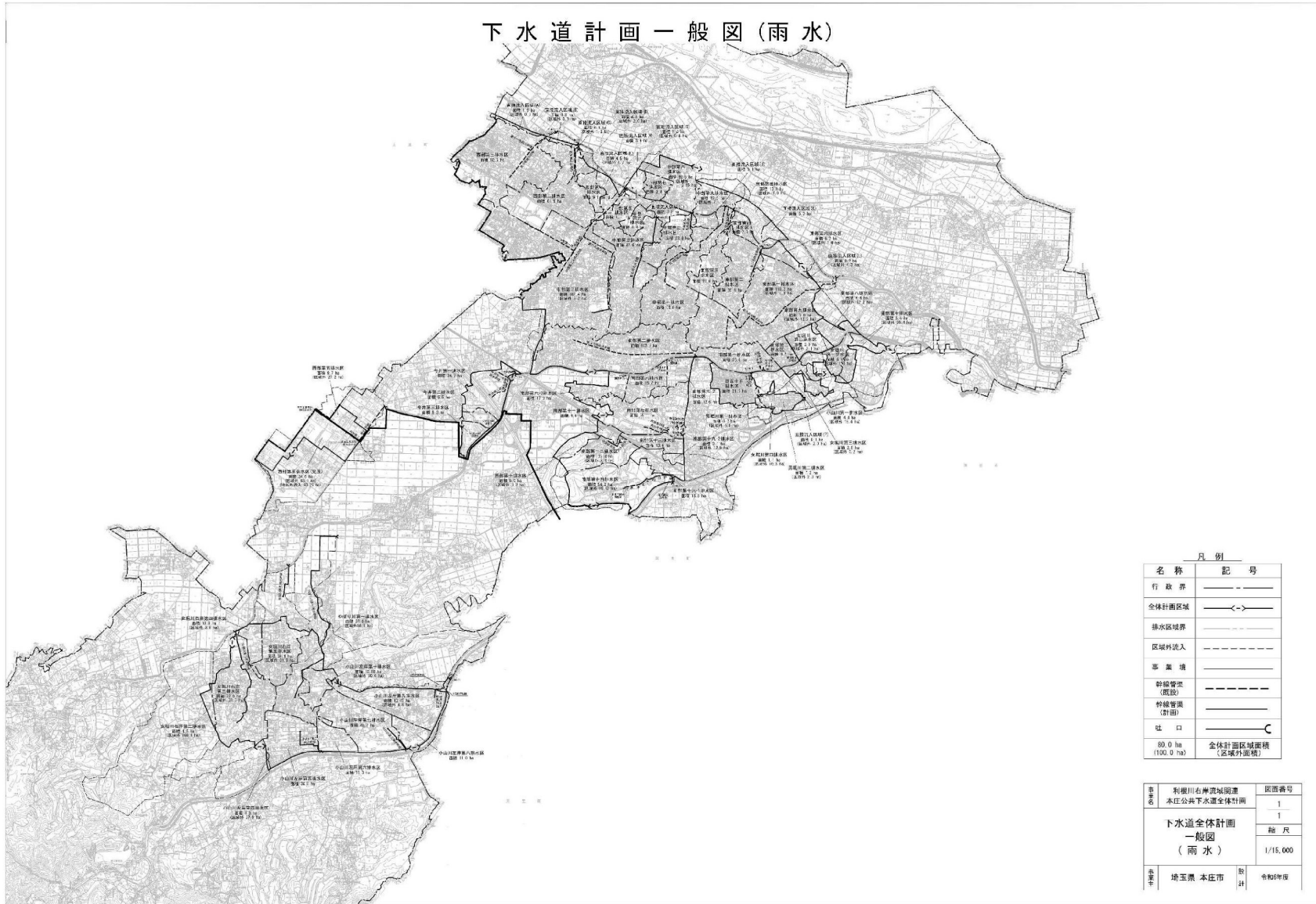
更に、令和2年度には中部第三排水区における市街化区域の追加（1.06ha）、浸水軽減を考慮した小山川左岸第九排水区の管渠計画見直しを踏まえた全体計画（雨水）の見直しを行っている。

以上を背景に、本全体計画（雨水）は以下を考慮した見直しを行うものである。

- ・児玉町児玉地内における雨水管渠及び1号貯留施設、2号貯留施設に関する基本設計との整合を考慮した管渠計画見直し（小山川左岸第九排水区）
- ・栗崎地区における栗崎調整池に関する基本設計との整合を考慮した管渠計画の見直し（南部第十四排水区、南部第十九-1排水区、南部第十九-2排水区）

なお、本全体計画（雨水）見直しでは上記に示した排水区以外について、既計画を踏襲した。

下水道計画一般図(雨水)



凡例

名称	記号
行政界	———
全体計画区域	——<—>——
排水区域界	———
区域排水流入	———
幹線管	———
幹線管支 (既設)	———
幹線管支 (新設)	———
社口	———C
80.0 ha (100.0 ha)	全体計画区域面積 (区域外面積)

市町村名	和泉川右岸流域関連 本庄公共下水道全体計画	図面番号	1
	下水道全体計画 一般図 (雨水)	縮尺	1/15,000
市町村	埼玉県 本庄市	設計	令和09年度

図 1-2-1 下水道計画一般図(雨水)